

春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成17年条例第98号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>5 この条例において「医療保険各法」とは、<u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）</u>その他規則で定める社会保険各法をいう。</p> <p>6 この条例において「一部負担金」とは、<u>医療保険各法</u>その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額から保険給付、入院時食事療養標準負担額の2分の1に相当する額、他の法令の規定による給付及び保険者が給付する付加給付を控除した額をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>5 この条例において「医療保険各法」とは、<u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）</u>その他規則で定める社会保険各法をいう。</p> <p>6 この条例において「一部負担金」とは、<u>医療保険各法又は老人保健法（昭和57年法律第80号）</u>その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額から保険給付、入院時食事療養標準負担額の2分の1に相当する額、他の法令の規定による給付及び保険者が給付する付加給付を控除した額をいう。</p>

(春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正)

第2条 春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成17年条例第107号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。

(2) 次の表中、改正後の号に対応する改正前の号が存在しない場合にあつては、当該改正後の号を加える。

(3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、重度心身障害者に対し、<u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、重度心身障害者に対し、<u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）</u>、規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」と</p>

号)、規則で定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)又は他の法令に基づく医療の給付に係る一部負担金等について医療費助成金(以下「助成金」という。)を支給することを定め、もって重度心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条

(3) 65歳以上の者であつて、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)別表で定める程度の障害の状態にある旨の埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた者

2 この条例において「医療保険各法」とは、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び社会保険各法をいう。

3 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があつたときの療養に要する費用の額から保険給付、食事療養標準負担額の2分の1に相当する額、生活療養標準負担額(食費分に係る額の2分の1に相当する額を除く。)、他の法令の規定による給付及び保険者が給付する付加給付を控除した額をいう。

(対象者)

第3条 この条例による助成金の支給の対象となる者(以下「対象者」という。)は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者(被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。)及び被扶養者である重度心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)

ク 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により、後期高齢者医療広域連合(埼玉県後期高齢者医療広域連合を除く。)が行う後期高齢者医療の被保険者である者

(9) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、同条に定める入院、入所又は入居前に本市内に住所を有していた者

(10) (略)

いう。)又は他の法令に基づく医療の給付に係る一部負担金等について医療費助成金(以下「助成金」という。)を支給することを定め、もって重度心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条

(3) 65歳以上の者であつて、老人保健法施行令(昭和57年政令第293号)別表で定める程度の障害の状態にある旨の市長の認定を受けた者

2 この条例において「医療保険各法」とは、国民健康保険法及び社会保険各法をいう。

3 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法又は老人保健法(昭和57年法律第80号)その他の規定による医療給付があつたときの療養に要する費用の額から保険給付、食事療養標準負担額の2分の1に相当する額、生活療養標準負担額(食費分に係る額の2分の1に相当する額を除く。)、他の法令の規定による給付及び保険者が給付する付加給付を控除した額をいう。

(対象者)

第3条 この条例による助成金の支給の対象となる者(以下「対象者」という。)は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。)及び被扶養者である重度心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)

(9) (略)

<p>(<u>受給者証</u>の交付)</p> <p>第6条 市長は、前条の申請に基づき、第3条に規定する対象者と認定したときは、当該対象者（以下「受給者」という。）に<u>受給者証</u>を交付しなければならない。</p> <p>(<u>受給者証</u>の提示)</p> <p>第7条 受給者は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、被保険者証、組合員証又は加入者証の提出とともに、<u>受給者証</u>を提示しなければならない。</p>	<p>(<u>受給者証又は受給証明書</u>の交付)</p> <p>第6条 市長は、前条の申請に基づき、第3条に規定する対象者と認定したときは、当該対象者（以下「受給者」という。）に<u>受給者証又は受給証明書</u>を交付しなければならない。</p> <p>(<u>受給者証又は受給証明書</u>の提示)</p> <p>第7条 受給者は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、被保険者証、組合員証又は加入者証の提出とともに、<u>受給者証又は受給証明書</u>を提示しなければならない。</p>
--	--

(春日部市立病院条例の一部改正)

第3条 春日部市立病院条例（平成17年条例第204号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(任務)</p> <p>第2条</p> <p>(1) 国民健康保険及び社会保険並びに<u>高齢者の医療の確保に関する法律</u>（昭和57年法律第80号）の主旨に基づき、適正な診療及び一般患者の診療を行うこと。</p> <p>(3) 国民健康保険及び社会保険並びに<u>高齢者の医療の確保に関する法律</u>による診療及び保健施設に関する研究調査を行い、病院事業の健全なる運営に貢献すること。</p> <p>第3条 病院は、春日部市国民健康保険の被保険者、社会保険の被保険者及び被扶養者並びに<u>高齢者の医療の確保に関する法律</u>に規定する加入者その他の者に対して次の診療を行うものとする。</p>	<p>(任務)</p> <p>第2条</p> <p>(1) 国民健康保険及び社会保険並びに<u>老人保健法</u>（昭和57年法律第80号）の主旨に基づき、適正な診療及び一般患者の診療を行うこと。</p> <p>(3) 国民健康保険及び社会保険並びに<u>老人保健法</u>による診療及び保健施設に関する研究調査を行い、病院事業の健全なる運営に貢献すること。</p> <p>第3条 病院は、春日部市国民健康保険の被保険者、社会保険の被保険者及び被扶養者並びに<u>老人保健法</u>に規定する加入者その他の者に対して次の診療を行うものとする。</p>

(春日部市立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第4条 春日部市立病院使用料及び手数料条例（平成17年条例第205号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第2条</p> <p>(1)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第2条</p> <p>(1)</p>

ア 社会保険、国保、生活保護法（昭和25年法律第144号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）によるもの診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号。以下「各医療保険診療報酬算定方法等」という。）により算定した額

ア 社会保険、国保、生活保護法（昭和25年法律第144号）及び老人保健法（昭和57年法律第80号）によるもの診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号。以下「各医療保険診療報酬算定方法等」という。）により算定した額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例第3条第1項第8号の規定により現に受給者証の交付を受けている者が、施行日に後期高齢者医療制度に加入したことにより、同条に規定する対象者でないこととなった場合においても、現在入所している施設等を退所するまでの間、同条に規定する対象者とみなす。